

平成19年から所得税・住民税がかわります



税源移譲により、所得税と住民税の税率が変わります。

現在、国と地方の関係を権限、財源の両面から見直す改革が行われています。

平成19年より、その改革の1つの柱となっている「税源移譲（ぜいげんいじょう）」がはじまります。

税源移譲とは国の所得税と地方の住民税の税率バランスを見直し、地方が直接確保できる地方税を増やす政策で、これにより全国でおよそ3兆円の税源が国から地方に移譲されます。

税源移譲によって地方の自主財源が増え、住民の声を反映した政策がより実現しやすくなります。

所得税と住民税の税率が変わる

所得税（給与・年金所得者で1月より実施）

改正前		改正後	
課税所得（ ）	税率	課税所得	税率
330万円以下	10%	195万円以下	5%
900万円以下	20%	330万円以下	10%
1,800万円以下	30%	695万円以下	20%
1800万円超	37%	900万円以下	23%
		1,800万円以下	33%
		1,800万円超	40%

住民税（平成19年6月以降発布）

改正前		改正後	
課税所得	税率（町+道）	税率（町+道）	
200万円以下	5%（町3% 道2%）	一律10% （町民税6% 道民税4%）	
700万円以下	10%（町8% 道2%）		
700万円超	13%（町10% 道3%）		

課税所得とは所得から社会保険控除、扶養控除、基礎控除等の所得控除額を引いた額です（課税所得×税率＝税額）

この改正により給与所得者や年金所得者は1月分から所得税が減り、そのぶん6月（普通徴収者は7月）から住民税が増えることとなります。税源移譲では「所得税+住民税」のトータルでみると変わりません。

平成19年度に行われるその他の改正 定率減税の廃止

平成11年度から景気対策として実施され、17年度から段階的に廃止されてきた定率減税が平成19年度でなくなります。



計算の方法 平成18年度を例にとると10,000円の税額の場合、 $10,000円 \times 7.5\% = 750円$ が減額されていました。

老年者の非課税措置の段階的廃止（2年次目）

平成17年度まで一定の要件を満たした老年者の方は、年金等で所得があった場合も非課税となっていました。平成18年度の改正で現役世代と同様に課税されることになりました。平成19年度はその2年目となっており本来の税額の3分の2が課税されます。

老年者非課税措置の廃止

対象：65歳以上（昭和15年1月2日以前に生まれた方）で前年の合計所得金額125万円以下

内容：住民税（均等割+所得割）を段階的に現役世代と同様の扱いとする

平成17年度まで	平成18年度	平成19年度	平成20年度以降
非課税	3分の1課税	3分の2課税	全額課税 （現役世代と同じ）

税源移譲については今月の広報といっしょに全戸配布いたしましたチラシ「個人住民税（市町村民税・道民税）が変わります。（北海道発行）」でもお知らせしています。あわせてご覧ください。

お詫び 上記チラシ「個人住民税が変わります」オモテ面中段、住宅ローン控除の税明で「平成11年度から平成18年度」とあるのは「平成11年から平成18年」の誤りでした。謹んでお詫び申し上げます。

お問い合わせ 税務住民課税務係 ☎82-2111（内線127・128）